

長野支場来場者の皆様へ

長野支場とは

法律により設立され、国家的事業を行う公的な牧場です

具体的には3つの仕事を行っています

- ①国内で育成された牧草・飼料作物品種のもと種子の生産
- ②国際認定に基づく種子検査・証明
- ③日本ザーネン種という血統書付の乳用山羊の生産・配付

したがって、長野支場は観光牧場ではありません

牧場の利用制限

国家的な仕事を円滑に行うために、また来場者が安心して静かに牧場散策を楽しんでいただけるよう、佐久警察署との協力を一層密にさせていただきます。ご理解と以下へのご協力のほど、よろしく願いいたします。

禁止事項

- ①ふれあい広場、ランニングロード、一般外来駐車場以外の場所への立ち入り。畑や事務所側の用地の散歩もおやめください
- ②ふれあい広場、宿舎エリアへの関係車両以外の通行
- ③バーベキュー、飲酒、喫煙、花火、その他音楽活動などの静寂さを乱す騒々しい迷惑行為
- ④ゴミのポイ捨て（ゴミはお持ち帰りください）
- ⑤旅行会社等が企画するツアー先としての利用
ただし長野支場が事前に許可する場合を除く（⑥も同様）
- ⑥その他の営業等の行為（写真・映画撮影（ドローンによるものを含む）、物品の販売、チラシ配布、募金、署名活動等）
- ⑦危険行為（木登り、バットやゴルフクラブの素振り等）
- ⑧長野支場を観光牧場としてPRすること
- ⑨山羊の伝染病予防のための禁止行為（エサの持ち込み、管理エリアへの侵入など）
- ⑩その他の危険・迷惑行為や長野支場の業務や使命と整合性がとれない行為